

男 川 浄 水 場 更 新 事 業
基本協定書（案）に関する質問への回答

平成 24 年 5 月 28 日

岡崎市水道局

№	資料名	該当箇所						タイトル	基本協定書（案）の質問	回 答
		頁	項							
1	基 本 協 定 書（案）	2	3条	1				事業者の設立	「本基本協定締結後30日以内に」とありますが、所管官庁の状況等によりSPC設立に時間を要する可能性がありますので、日数明示ではなく「速やかに」や「事業契約締結までに」等の文言に緩和していただけないでしょうか。	所管官庁の状況等によりSPCの設立に時間を要する場合は協議に応じます。ただし、速やかな設立をお願いします。
2	基本協定書（案）	3	4条	1				株式の譲渡等	「各構成員は、本契約が終了するまでの間、事業者の株式を各保有するものとし」とありますが、当該規定は、構成員間での議決権割合の変更を禁じるものではないと理解してよろしいでしょうか。	構成員間で議決権割合を変更することは、株式の譲渡に該当し、事前に本市の承諾が必要です。
3	基本協定書（案）	4	5条	4				（事業契約）	『・・・市は事業契約を締結しないことができる』と記述されていますが、（１）号から（５）号に該当する場合でも、「市は事業契約を締結する場合がある」と理解してよろしいでしょうか？ また、その場合はどのような場合が想定されるのでしょうか？	想定しているものではありません。
4	基本協定書（案）	4	5条	4	(5)			（事業契約）	構成員の誰かが事故などにより貴市からの指名停止を受けると参加資格を失うことになり、その結果1億円相当の違約金を支払うリスクに、2ヶ月間（落札者の決定～事業契約締結）さらされます。これはあまりに不合理ではないかと思われますので、せめて参加資格は基本協定締結までとしてもらえないでしょうか？	違約金が適用される期間は、「基本協定の締結」から「事業契約の締結」の期間です。原文のとおりとします。
5	基 本 協 定 書（案）	4	5条	4	(5)			（事業契約）	第5条の4項は「本事業の入札に関し」として、事業契約を締結しない原因を当該事業に限定しながら、（5）はそれ以外に対象を広げているのは内部矛盾ではないでしょうか？	本項第5号に該当する場合には、本事業への入札参加資格を喪失し、本事業の事業者となる前提を欠くことになりますので、本項第5号も本事業に関する事由です。

№	資料名	該当箇所						タイトル	基本協定書（案）の質問	回 答
		頁	項							
6	基 本 協 定 書（案）	4	5条	4	(5)			（事業契約）	「各構成・・・入札参加資格資格の全部または一部を喪失したとき」との記載があります。一方、実施方針P11で「本市がやむをえないと判断した場合に限り入札参加者の構成員の変更を認める場合がある」との記載もあります。しかし、落札後を含め技術提案書の提出後はそのメンバー構成を前提した内容であるため、事実上変更は出来ないと考えるしかないと思われませんが、そのような解釈でよろしいでしょうか？	予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用することがあります。ただし、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。
7	基 本 協 定 書（案）	4	5条	4	(5)			（事業契約）	「各構成・・・入札参加資格資格の全部または一部を喪失したとき」との記載があります。一方、実施方針P11で「本市がやむをえないと判断した場合に限り入札参加者の構成員の変更を認める場合がある」との記載もあります。しかし、落札後を含め技術提案書の提出後は各社のノウハウが記載されていますのでライバルメーカーにその資料も見せられず、事実上変更は出来ないと考えるしかないと思われませんが、そのような解釈でよろしいでしょうか？	予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用することがあります。ただし、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。
8	基 本 協 定 書（案）	4	5条	4	(5)			（事業契約）	「・・・市は事業契約を締結しないことができる」とありますが、入札参加資格喪失にあたる、不慮の事故による指名停止や軽微な過失による指名停止のリスクは、故意による悪質な不正行為と異なる性質のものであると思料します。従って、万一これらの指名停止を受けたとしても、これを理由として市が機械的に「事業契約を締結しない」という判断を下すことにはならないと理解してよろしいでしょうか。	予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用することがあります。ただし、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。
9	基本協定書(案)	4	6条	1				（違約金等）	基本協定書(案)では、違約金の額が「落札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10」とされている一方、質問への回答(No.18)では、違約金の額は「入札金額(税抜)の100分の10」とされており、質問への市側の回答を正として理解して宜しいでしょうか？	基本協定書（案）に記載のとおり、違約金は、落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額です。

№	資料名	該当箇所						タイトル	基本協定書（案）の質問	回 答
		頁	項							
10	基本協定書（案）	4	6条	1				（違約金等）	本条項については、落札者決定後の最優秀提案者に課せられるものでしょうか。	基本協定を締結した後は、本条の適用があります。
11	基本協定書（案）	4	6条	2				（違約金等）	第5条第4項（１）～（４）は確定まで時間を要し、事業契約まで済んでしまう可能性が高いので罰としての違約金を課す、つまり契約すべきでない相手と契約せざるをえないことへの罰と思われます。しかし（５）は事故等で指名停止となり契約が出来なくなった結果として違約金を課せられるのは、何に対する罰なのか分かりません。第6条第2項を抹消願います。	原文のとおりとします。市としても、入札を行った後に事業契約が締結されない場合には相応の損害が生じておりますので、一定の支払いを行って頂きます。
12	基本協定書(案)	4	6条	2				(違約金等)	そもそも、行政との契約に違反することを前提とした違約金という反社会的な制裁を受けることは、企業としての社会的責任を問われます。 第6条第1項が対象としているのは、(本事業に関する)独禁法及び刑法上の問題であり、それについて債務不履行としてのペナルティである違約金の対象となるのは理解できますが、第2項が対象としているのは事故を起因とした「指名停止」を含むもので、それで社会的責任を問われることはあまりにも過大なリスクと考えますので、第6条第2項を抹消していただけないでしょうか。	基本協定書第5条及び第6条の記載は原文のとおりとします。ただし、基本協定締結後に予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用し、構成員を変更した上で事業契約を締結することがあります。 この場合、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。
13	基本協定書（案）	4	6条	2				（違約金等）	第6条第1項が対象としているのは第5条第4項（１）～（４）であり「本事業の入札に関し」ているので、本事業に対する債務不履行としてのペナルティである違約金の対象となるのは理解できます。一方、第2項が対象にしているのは「指名停止」を含む参加資格の喪失で、指名停止要件は当該事業とは無関係の案件によるものであり、その結果、事業に参加できなくなる点も、会社の責任体制を問われることとして理解できます。金額に関してご考慮いただいたことは深く感謝申し上げますが、債務不履行の意思がないにもかかわらず違約金の対象とすること	基本協定書第5条及び第6条の記載は原文のとおりとします。ただし、基本協定締結後に予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用し、構成員を変更した上で事業契約を締結することがあります。 この場合、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。

№	資料名	該当箇所						タイトル	基本協定書（案）の質問	回 答
		頁	項							
14	基 本 協 定 書（案）	4	6条	2				（違約金等）	違約金の減額に関係者のご理解を感じますが、それでも参加金額とあまりにアンバランスで会社としてのリスクが大きすぎます。そもそも実施方針で地元貢献が強く言われているにもかかわらず、多くの工事をしている地元企業のリスクが高くなっているのは本末転倒ではないかと思慮いたします。これでは岡崎市の水道事業の中心的役割を担う男川浄水場の更新事業に地元企業は参加すると言わんばかりの条項と思われます。是非当該条項の抹消をお願いします。	基本協定書第5条及び第6条の記載は原文のとおりとします。ただし、基本協定締結後に予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用し、構成員を変更した上で事業契約を締結することがあります。 この場合、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。
15	基 本 協 定 書（案）	4	6条	2				違約金等	今回違約金の額が大幅に減額され内容が緩和されましたが、依然、対象範囲が広いため、民間事業者のリスクが大きいと思料いたしますので、本条項を削除していただくか、または入札参加者の構成員の中で比較的責任の少ない協力企業については、本条項を非適用に変更していただけないでしょうか。	基本協定書第5条及び第6条の記載は原文のとおりとします。ただし、基本協定締結後に予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用し、構成員を変更した上で事業契約を締結することがあります。 この場合、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。
16	基本協定書（案）	4	6条	2				違約金等	第6条第1項及び第2項につきましては、5条4項柱書きの規定に基づき「本事業の入札に関し」各構成員又は各協力会社に事由が生じた場合のみに適用されるという理解でよろしかったでしょうか。	基本協定書第5条及び第6条の記載は原文のとおりとします。ただし、基本協定締結後に予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用し、構成員を変更した上で事業契約を締結することがあります。 この場合、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。

№	資料名	該当箇所						タイトル	基本協定書（案）の質問	回 答
		頁	項							
17	基 本 協 定 書（案）	4	6条	2				(違約金等)	4項第5号の事故などによりメンバーいずれか指名停止になったときの違約金についてです。事故は不慮の原因により起こる場合が多く岡崎市がそれに対する違約金を課す理由がはっきりいたしません。どんな理由から行われるのかご教願います。各社が本業務に参加しやすい条件にしていただけよう本項の削除をお願いします。	基本協定書第5条及び第6条の記載は原文のとおりとします。ただし、基本協定締結後に予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用し、構成員を変更した上で事業契約を締結することがあります。 この場合、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。
18	基 本 協 定 書（案）	4	6条	2				(違約金等)	「指名停止」により契約が出来なくなった場合、それまでの手続きにかかった行政上の費用弁済がいくばくか必要であろうとは思いますが、「指名停止」には事故も含まれておりこの事故の結果責任として契約も無く予定価格ベースで約1億円もの負担を強いられるリスクをかぶるというのは、双務契約としてふさわしくないのではないかと考えます。第2項は削除して頂けないでしょうか？	基本協定書第5条及び第6条の記載は原文のとおりとします。ただし、基本協定締結後に予期せざる事故等が発生し、入札参加者の構成員が入札参加資格を喪失した際には、事情を十分に精査した上で、入札説明書3(2)本事業への参加資格要件の「ただし、本市がやむをえないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある。」を適用し、構成員を変更した上で事業契約を締結することがあります。 この場合、入札時に入札参加者が提示した条件が原則として維持されること、及び代表企業に変更のないことは必須の条件となります。
19	基本協定書（案）	4	6条					(違約金等)	違約金が適用される期間は、「基本協定の締結」から「事業契約の締結」の期間、つまり入札説明書P15の【事業化スケジュール】に記載の12月下旬から1月下旬の約1ヶ月間と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	基本協定書（案）	4	9条					有効期間	「～事業契約終了のときまでとする。」とは、「事業契約締結のときまでとする。」との理解でよろしいでしょうか。	原文の通りとします。